

III 別表

3 減免対象施設等一覧表（減規12）

番号	事業所税を減免する必要があると認められる施設	減免割合	
		資産割	従業者割
1	教科書出版事業施設 教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上金額が、出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	1/2	1/2
2	劇場等 法72の2⑧(28)に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で次に該当するもの (1) その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの (2) (1)以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び樂屋の部分の延べ面積が、当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上）	(1) 1/2 (2) 当該舞台等にかかる額の 1/2	—
3	指定自動車教習所 道路交通法第99条の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2
4	大学以外の学校の生徒等の旅行用貸し切りバス 道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設（当該事業を行う者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校〔大学を除く。〕又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	当該旅行にかかるバスの走行km数の合計数を当該者の本来の事業にかかるバスの総走行km数の合計数で除して得た値の1/2	
5	酒類保管倉庫 酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業にかかる酒類の保管のための倉庫	1/2	—
6	タクシー事業用施設 法701の41①の表の第15号に掲げる施設（事務所以外の施設）で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全部	全部

番号	事業所税を減免する必要があると認められる施設	減免割合	
		資産割	従業者割
7	中小企業近代化助成施設 中小企業振興事業団法の施行前において、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法701の34③⑯に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部
8	農林中央金庫 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部
9	農業協同組合等の共同利用施設等 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法701の34③⑰に掲げる施設ならびに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。)	全部	全部
10	果実飲料等の保管倉庫 果実飲料の日本農林規格第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業にかかる製品及び容器の保管のための倉庫(市内に所在する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が3,000m ² 以下の場合に限る。)	1/2	—
11	古紙回収事業用施設 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	—
12	家具保管用倉庫 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	—
13	織物、綿製造業等の保管用施設 ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者(ねん糸及びかさ高加工糸の製造を行う者にあっては、専ら当該事業を行うものに限る。)並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管(織物の製造を行うものにあっては、製造の準備を含む)の用に供する施設	1/2	—
14	つけものの製造用施設 野菜又は果実(梅に限る。)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—

番号	事業所税を減免する必要があると認められる施設	減免割合	
		資産割	従業者割
15	い草製品等の保管倉庫 い草製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（い草製品と併せ製造するポリプロピレン製花むしろに係るものを含む。）	1/2	—
16	倉庫及び上屋 法701の41①の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号もしくは第2号に掲げる一般港湾運送事業もしくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、 <u>市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれについて 30,000m²未満であるもの</u>	全部	全部
17	粘土かわら製造業用倉庫等 粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む）及び製品倉庫	1/2	—
18	ビルメンテナンス業従事従業者 ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	—	全部
19	列車内の食堂等従事従業者 列車内において食堂及び売店の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	—	1/2
20	前各項に掲げるもののほか、前各項との均衡を考慮して事業所税の減免を行うことが適当と認める施設	市長が認める額	

災害による資産割額の減免（減規13）

災害（震災、風水害、火災等）により被害を受けた施設であって、その被害を受けたことにより事業の用に供されていないものについては、一定割合（※）を乗じた資産割額の減免申請を行うことができます。

※（事業を休止した月から事業を再開した月までの月数） ÷ （課税標準の算定期間の月数）

合併による資産割額の減免（減規14）

合併に際して被合併法人が納付した資産割額のうち、合併法人が申告する事業所床面積、課税期間が重複するものについて、減免申請を行うことができます。